

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

付帯事業契約書（案）

令和7年9月

広島市

付帯事業契約書（案）

- 1 事業名 広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業
- 2 履行場所 広島市西区扇一丁目ほか
- 3 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な付帯事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成し、当該共同企業体が付帯事業を担う場合には、受注者は別紙の特定建設工事共同企業体又は運営業務共同企業体協定書により、付帯事業契約書記載の業務を共同連帯して履行する。受注者がSPCを設立し、当該SPCが付帯事業を担う場合には、当該SPCが付帯事業契約書記載の業務を履行する。

付帯事業契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

代表者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

受注者

前 文

本事業に関し、発注者と受注者である付帯事業を担う企業（以下「付帯事業を担う企業」という。）その他の当事者間で、2026年（令和8年）〇月〇日付けで契約を行った基本契約書（以下「基本契約」という。）に従い、発注者と付帯事業を担う企業は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付契約条項によって、公平な付帯事業契約（以下「本付帯事業契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本付帯事業契約書に記載する業務は、本事業の付加価値を高めるために事業者の提案に基づき任意で実施されるものであり、主目的である下水汚泥再資源化物の製造及び運営を妨げないことを条件とし、付帯事業の実施によって本事業の要求水準を満たすものではなく、その運営は民設民営の独立採算による事業として行われるものとする。また、環境負荷の低減、資源の有効活用、下水汚泥の肥料利用推進、再生可能エネルギーの活用、レジリエンスの強化、地域社会への貢献等、持続可能性及び社会的価値の向上に資する取り組みを行うことも可能とする。

契 約 条 項

(総則)

第1条 本契約は、発注者所有の広島市西部水資源再生センター内において技術提案書により提案された付帯事業（以下「本付帯事業」という。）に要する事業用地（以下「本事業用地」という。）を付帯事業を担う企業が賃借し、有効活用を行う本付帯事業に関する事項を定めるものである。

2 発注者及び付帯事業を担う企業は、発注者が本事業の入札において2025年（令和7年）9月19日付けで公表した広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業入札説明書及び要求水準書（これらに係る質問に対する回答書を含む。）（以下「入札説明書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、本付帯事業契約（この契約並びに要求水準書及び技術提案書（本事業の入札手続において入札説明書に基づき作成し期限内に提出された書類・図書並びに事業契約の締結及び履行において工事請負事業者及び維持管理・運営事業者その他構成員からなされた提案の一切をいう。以下同じ。）を内容とする付帯事業の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本付帯事業契約、要求水準書、技術提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本付帯事業契約、要求水準書、技術提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書の内容が要求水準書に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術提案書が要求水準書に優先するものとする。

3 本付帯事業契約に定める請求、承諾、通知、承認、請求、報告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。

4 本付帯事業契約の履行に関して発注者と付帯事業を担う企業との間で用いる言語は日本語とする。

5 本付帯事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 本付帯事業契約の履行に関して発注者と付帯事業を担う企業の間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

7 本付帯事業契約、要求水準書及び技術提案書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

8 本付帯事業契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 本付帯事業契約に係る訴訟については、広島地方裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

10 付帯事業を担う企業が特定建設工事共同企業体若しくは運營業務共同企業体を結成又はSPCを設立している場合においては、発注者は、本付帯事業契約に基づく全ての行為を当該共同企業体の代表者又は当該SPCに対して行うものとし、発注者が当該共同企業体の代表者又は当該SPCに対して行った本付帯事業契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員又は当該SPCに対して行ったものとみなし、また、付帯事業を担う企業は、発注者に対して行う本付帯事業契約に基づく全ての行為について当該共同企業体の代表者又は当該SPCを通じて行わなければならない。

11 付帯事業を担う企業が本付帯事業契約に基づく賠償金、損害金又は違約金その他の金銭を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、当該支払期限における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が

銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した遅延利息の額を請求することができる。

（事業期間）

第2条 本付帯事業の期間は、以下のとおりとする。

- （1）設計・施工期間 本付帯事業契約の締結日から令和〇年〇月〇日まで
- （2）事業実施期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- （3）撤去期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

2 前項の各期間については必要に応じ変更を認める。なお、期間変更を行う場合には、発注者及び付帯事業を担う企業の誠実な協議によるものとする。

（行政財産使用許可）

第3条 付帯事業を担う企業は、付帯事業を実施しようとするときは、あらかじめ発注者に所定の申請書を提出し、その許可を得なければならない。

2 申請書の提出に当たっては、発注者の指示に従い、位置図、計画概要平面図及びその他補足説明資料等を提出しなければならない。

（設計・施工）

第4条 付帯事業を担う企業は、要求水準書及び技術提案書の定めるところに従って、第2条第1項第1号に記載の設計・施工期間が満了するまでに、付帯事業を担う企業の負担により本付帯事業に関する施設の設計及び施工を完了させる。

2 本付帯事業において、試運転を実施するに当たり、広島市西部水資源再生センター内の上水及び処理水等が必要となる場合には、原則として有償で提供するものとする。ただし、提供物の種類及び使用量等により、無償となる場合がある。

3 本付帯事業に関する設備の所有権は、付帯事業を担う企業に帰属するものとし、施工後においても発注者に移転しないものとする。

（維持管理・運営）

第5条 付帯事業を担う企業は、付帯事業を担う企業の費用負担において、本付帯事業契約、要求水準書及び技術提案書に従い、本付帯事業に関する設備の維持管理・運営を行う。付帯事業を担う企業は、その責任により、これを第三者に委託して行うことができる。

（土地の貸付）

第6条 発注者は、付帯事業を担う企業に対し、第2条第1項に記載する期間、又は第2条第2項により事業期間が変更された場合はこの期間、本事業用地を貸し付け、付帯事業を担う企業は、これを借り受ける。ただし、賃貸期間は、発注者及び付帯事業を担う企業が協議の上で、更新又は短縮することができる。

2 付帯事業を担う企業は、前項に基づき本事業用地を借り受けた場合、本事業用地を善良な管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

3 付帯事業を担う企業は、本事業用地を本付帯事業の実施以外の目的で使用してはならない。

(施設使用料)

第7条 発注者は、付帯事業を担う企業に対し、第2条第1項に記載する期間、又は第2条第2項により事業期間が変更された場合はこの期間、本付帯事業を実施する場合に生じる水処理及び汚泥処理に係る費用の増加分に対し、これらを施設使用料として請求を行うことができる。施設使用料の算出については、発注者と付帯事業を担う企業にて協議により定めた金額とする。この場合に発注者と付帯事業を担う企業との間で締結する施設使用料支払い契約は、別途定めるものとする。

(実績確認)

第8条 発注者が本付帯事業の実績の確認を行う場合には、付帯事業を担う企業はこれに協力するものとする。

(契約内容の変更等)

第9条 発注者及び付帯事業を担う企業は、必要があると認めるときは、双方協議の上、本付帯事業契約の内容を変更し、又は解除することができる。

(不可抗力の場合)

第10条 天災その他やむを得ない事由のために本付帯事業契約に基づく事業の継続が不可能又は著しく困難となった場合、付帯事業を担う企業は発注者に対して速やかに通知のうえ、発注者及び付帯事業を担う企業は、本付帯事業契約又は要求水準書若しくは技術提案書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項についての協議を申し入れることができる。

2 付帯事業を担う企業が前項の定めるところに従って申し入れた日から60日以内に協議が調わない場合、発注者は、不可抗力に対する合理的な対応方法を付帯事業を担う企業に対して指図し、付帯事業を担う企業はこれに従い本付帯事業を継続するものとする。また、当該指図において発注者が全部又は一部を自己の負担とする旨を条件として定めない限り、付帯事業を担う企業はその損害、損失又は費用をすべて負担するものとする。

(有効期間)

第11条 本付帯事業契約の有効期間は、本付帯事業契約締結時から次の各号に掲げる日のうち到来するのが最も早い日までとする。

- (1) 本付帯事業契約履行期間の満了日(令和○年○月○日)
- (2) 第9条第1項に基づき本付帯事業契約が解除された日
- (3) 第6条に基づく賃貸借契約が解除された日

2 第2条第2項により事業期間を変更した場合にはそれに従う。

3 前項の定めにかかわらず、発注者は、本付帯事業契約に付帯事業を担う企業がその責めに帰すべき事由により違反したときは、付帯事業を担う企業に最長60日の猶予期間を与え、猶予期間内に是正が認められないときは本付帯事業契約を解除できるものとし、当該解除により付帯事業を担う企業その他の第三者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

(原状回復)

第12条 付帯事業を担う企業は、第6条に基づく賃貸借契約が解除された場合又は本付帯事業

契約が終了・解除された場合は、発注者の指示に従い、速やかに本付帯事業に関する設備等を撤去するほか、本事業用の地上及び地下に付帯事業を担う企業が所有し又は管理する工事材料、機械器具、仮設その他の物件があるときは、これらを撤去し、本事業用地を原状に回復しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が本付帯事業に関する設備等の買取りを希望する場合は、発注者は、本付帯事業契約終了の1年前までに（本付帯事業契約が解除された場合においては解除後速やかに、その他やむを得ない場合は終了後速やかに）付帯事業を担う企業に対してその旨を書面にて通知するものとする。この場合、発注者及び付帯事業を担う企業は、本付帯事業に関する設備の買取条件を誠実に協議して別途合意書面を取り交わすものとする。

(補則)

第13条 本付帯事業契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と付帯事業を担う企業とが協議して定める。

(以下余白)